

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和元年6月27日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800160号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1900002号

## 第1 結論

請求期間①から⑳までについては、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和40年4月から昭和46年12月まで  
② 昭和50年4月から昭和53年3月まで  
③ 昭和57年6月及び同年7月  
④ 昭和59年1月から同年9月まで  
⑤ 昭和60年4月及び同年5月  
⑥ 昭和61年3月から昭和62年3月まで  
⑦ 昭和63年9月及び同年10月  
⑧ 昭和63年12月  
⑨ 平成元年7月  
⑩ 平成2年3月  
⑪ 平成2年9月  
⑫ 平成3年5月  
⑬ 平成3年12月及び平成4年1月まで  
⑭ 平成4年3月  
⑮ 平成5年4月から平成7年3月まで  
⑯ 平成10年8月から平成11年10月まで  
⑰ 平成11年11月から平成13年3月まで  
⑱ 平成15年5月から同年8月まで  
⑲ 平成16年2月から同年10月まで  
⑳ 平成16年11月から平成17年10月まで

国の記録によると、私の年金記録は厚生年金保険被保険者期間が113か月、国

民年金の免除期間が 87 か月、保険料の納付済期間が 109 か月の合計 309 か月と記録されているが、私の保険料の納付済期間は 135 か月であり、合計で 335 か月となるはずである。

請求期間①から⑳までのうち、どの期間かは定かでないが、保険料の納付済期間が 26 か月不足している。国民年金手帳（以下「年金手帳」という。）、領収証書等を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第 3 判断の理由

請求者は、厚生年金保険被保険者期間 113 か月及び国民年金の免除期間 87 か月については誤りが無く、保険料の納付済期間について請求期間①から⑳までのうち、どの期間かは定かでないが、26 か月不足している旨主張している。

しかしながら、請求者から提出された請求者に係る年金手帳の検認記録、領収証書等の資料を確認したものの、年金手帳等の資料で納付したことが確認できる保険料については、還付された保険料を除いて、全て請求者の年金記録に反映しており、請求者から提出された年金手帳等の資料により請求期間①から⑳までの保険料が納付されたことは確認できない。

請求期間①から⑯までについて、請求者の請求期間①から⑯までの期間に係る戸籍の附票で確認できる A 町（現在は、B 市）及び C 市、請求者が 20 歳以降居住したとする D 市並びに年金手帳で確認できる E 市に対し、請求者の保険料の納付について照会を行ったものの、いずれの市区町村も請求者に係る国民年金被保険者記録が確認できる資料は無い旨回答しており、請求期間①から⑯までの保険料が納付されたことは確認できない上、紙台帳検索システムで確認できる請求者に係る国民年金被保険者台帳（旧台帳）、国民年金被保険者カード、国民年金収納記録カード及び国民年金被保険者名簿において請求期間①から⑯までの保険料が納付された記録は確認できない。

請求期間⑰及び⑱については、請求者が 60 歳に到達した後の期間であるところ、請求者の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により請求者が国民年金の任意加入被保険者の資格を取得したのは、平成 13 年 4 月 27 日であることが確認でき、また、オンライン記録により請求者が同資格を喪失したのは平成 16 年 2 月 1 日であることが確認できることから、請求期間⑰及び⑱は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

請求期間⑲については、オンライン記録により請求者が国民年金の任意加入被保険者期間であることが確認できるところ、請求者は請求期間⑲の保険料を納付したことを確認できる領収証書等を所持していない。

請求期間⑳のうち平成 16 年 11 月から平成 17 年 5 月までについて、オンライン記録によると、請求者は当初、65 歳に到達した後の平成 17 年 6 月 1 日に国民年金

の任意加入被保険者の資格を取得し、同年 11 月 1 日に同資格を喪失した記録があったものの、平成 21 年 10 月 7 日付けで当該任意加入被保険者記録が取り消されていることが確認できる。したがって、請求期間⑳のうち平成 16 年 11 月から平成 17 年 5 月までの期間については、請求者が国民年金の任意加入被保険者の資格を取得する前の期間であることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

請求期間⑳のうち平成 17 年 6 月から同年 10 月までについて、請求者から提出された領収証書により、当該期間の 5 か月分の保険料が平成 17 年 12 月 2 日に納付されていることが確認できるものの、納付された当該期間の 5 か月分の保険料は、平成 21 年 11 月 6 日に還付されていることがオンライン記録により確認できる。

上記平成 21 年 11 月 6 日の還付について、65 歳以降に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得し、保険料を納付できるのは、65 歳以上 70 歳未満の者で、老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有していない者であるところ、請求者は、平成 21 年 10 月 7 日に、昭和 39 年 2 月から同年 12 月までの 11 か月分の保険料が納付済記録に訂正されたことにより、65 歳に到達した時点で老齢基礎年金の受給権を有していたこととなり、65 歳以降の平成 17 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る国民年金の任意加入被保険者の資格を取り消されたことによる還付であることから、当該還付に不合理な点は見当たらない。

また、請求期間①から⑳までについて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムにより氏名検索を行ったものの、請求者が保険料を納付したことが確認できる別の国民年金手帳記号番号又は基礎年金番号は見当たらない。

さらに、請求期間のうち、平成 9 年 1 月以降の期間は基礎年金番号に基づき年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期である上、平成 14 年 4 月以降の期間は保険料の収納事務が国に一元化されたことを踏まえると、保険料の収納記録に過誤が生じる可能性は低い期間である。

また、請求者は保険料の納付済期間が 26 か月不足していると主張しているが、請求者から、保険料を納付したとする期間、納付時期、納付方法などについて具体的な陳述は得られない。

このほか、請求者が請求期間①から⑳までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間①から⑳までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑳までの保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900001号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1900003号

## 第1 結論

平成10年7月から平成15年10月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年7月から平成15年10月まで

私のA銀行B支店(後のC支店)の総合口座通帳(以下「請求者の総合口座通帳」という。)によると、請求期間の保険料が口座振替されているが、国の記録では、国民年金の未納期間若しくは申請免除期間又は厚生年金保険の被保険者期間として記録されている。当該総合口座通帳の写し(以下「請求者の預金通帳の写し」という。)を提出するので、調査の上、請求期間を国民年金の納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求者の総合口座通帳において請求期間の保険料が口座振替されていることが確認できることから、請求期間の保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、請求期間のうち平成10年7月から平成14年3月までの現年度保険料は、市町村が収納事務を行っていたところ、A銀行から提出された請求者の総合口座通帳の普通預金口座に係るD町の町税等口座振替納付依頼書によると、平成10年6月1日付けで請求者の夫(以下「夫」という。)が、請求者の預金通帳の写しで確認できる普通預金口座において、平成10年7月の保険料から口座振替による納付の依頼を行っていたことが確認できる上、当該口座振替納付依頼書の年金記号番号欄には夫の基礎年金番号が記載されていることが確認できる。

また、請求期間のうち平成14年4月から平成15年10月までの現年度保険料は、保険料の収納事務が国に一元化され、社会保険庁(当時)が収納事務を行っていたところ、夫のオンライン記録により、夫の平成14年4月から平成15年9月までの

保険料は、請求者の預金通帳の写しで確認できる普通預金口座から口座振替されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録で確認できる夫の平成10年7月から平成15年9月までの保険料の収納年月日は、請求者の預金通帳の写しで確認できる保険料の口座振替年月日と一致している上、請求者の預金通帳の写しで口座振替されていることが確認できる保険料額は、当該期間に係る一人分の定額保険料額と一致する。

加えて、請求者は、夫の保険料については夫名義のA銀行C支店の預金口座から口座振替により納付を行っていた旨陳述しているところ、同銀行から提出された夫の「預金取引明細表（流動性）」によると、平成10年7月1日から平成15年10月31日までの期間に保険料が口座振替された記録は確認できない。

したがって、請求期間のうち請求者の預金通帳の写しで口座振替されていることが確認できる平成10年7月から平成15年9月までの保険料は、夫の保険料であると認められる。

請求期間のうち平成15年10月の保険料について、請求者は、請求者の総合口座通帳において平成15年10月31日に保険料が口座振替された記載があることから、平成15年10月を請求期間に含めている。

しかしながら、保険料の収納事務が国に一元化された後の平成15年10月において、毎月口座振替により納付を行う場合には、翌月末日に指定された口座から保険料が口座振替されることから、請求者の預金通帳の写しで平成15年10月31日に口座振替されていることが確認できる保険料は平成15年9月の保険料であることが確認できる。また、上述のとおり、請求者の預金通帳の写しで口座振替されていることが確認できる平成10年7月から平成15年9月までの保険料は、夫の保険料であると認められることから、請求者の預金通帳の写しで平成15年10月31日に口座振替されていることが確認できる保険料は夫の平成15年9月の保険料であると認められる。

また、請求者の預金通帳の写しにおいて、平成15年10月の保険料の口座振替日である平成15年12月1日に、保険料が口座振替された記載は無く、請求者の平成15年10月の保険料が口座振替により納付されたことは確認できない。

さらに、請求者は、請求期間の保険料について口座振替以外の方法では納付していない旨陳述している上、総合口座通帳以外に、請求期間の保険料を納付したことが確認できる資料を所持していないことから、請求期間の保険料が口座振替以外の方法で納付されたことはうかがえない。

加えて、請求期間は平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期である上、平成14年4月以降の期間は保険料の収納事務が国に一元化されたことを踏まえると、保険料の収納記録に過誤が生じる可能性は低い

ものと考えられる。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。